

重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議の開催について

〔 令 和 7 年 月 日 〕
サイバーセキュリティ戦略本部長決定案

- 1 サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第3号等の規定を踏まえ、関係行政機関相互の緊密な連携の下、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部の下に、重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議（以下「重要インフラ推進会議」という。）を開催する。
- 2 重要インフラ推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議 長 内閣サイバー官
副議長 内閣審議官（国家サイバー統括室）
構成員 関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者
- 3 議長は、必要があると認めるときは、重要インフラ推進会議の下に会議を開催することができる。当該会議の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 重要インフラ推進会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、重要インフラ推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。